

1 議会基本条例の制定に向けて

(1) 議員間の自由討議の実施について

- ・ 議会基本条例の制定に向けてのうち、議員間の自由討議の実施についてとりまとめ案を提示し、「することができる」規定とすること、議長または委員長の整理により質疑の後に行うこと、自由討議の場における執行部への確認は、その中で出された議員の発言内容の確認に限ることを確認した。
- ・ 正副委員長及び3名の委員で構成する条例文案検討部会の設置を確認し、条例の文案については、今後引き続き検討していくこととした。

【議員間の自由討議の実施についての主な意見】

- 条文中に議員間の自由討議の導入を明記したほうがよい。

(2) 専門的知見の活用について

- ・ 議会基本条例の制定に向けてのうち、専門的知見の活用についてとりまとめ案を提示し、「積極的な活用を図ることができる」旨の規定とすることを確認した。

(3) 条例の目的、理念についてから(6) 議会活動の原則について まで

- ・ 議会基本条例の制定に向けてのうち、条例の目的、理念についてから議会活動の原則について（通年議会の開催及び議長、副議長選挙における立候補制度を除く。）までは、条例文案検討部会による文案の検討を進め、文案作成後に特別委員会で協議することとし、通年議会の開催及び議長、副議長選挙における立候補制度について意見交換を行った。なお、文案の作成においては、執行部の文書担当等との調整についても配慮することとした。
- ・ 通年議会については、今後の検討課題とし、条例文案には組み込まないこととした。
- ・ 議長、副議長選挙における立候補制度については、議長、副議長ともに立

候補制を導入し、所信表明を行うこととした。なお、実施方法については、
今回の委員会において正副委員長案を提示することとした。

【通年議会の開催についての主な意見】

- 通年議会のメリットとしては、専決処分の減少や緊急時の議長による議会の再開などが挙げられるが、そのほかに特にメリットは感じられない。
- 本市に今すぐに通年議会を導入する必要性は感じられないため、今後の検討課題としてはどうか。
- 専決処分等の問題は臨時会で対応できると考える。また、臨時会の開催については、地方自治法の一部改正による議長の招集権などの活用を検討してはどうか。

【議長、副議長選挙における立候補制度についての主な意見】

- 議長の方針がわかるため、立候補制及びそれに伴う所信表明は必要である。しかし、副議長は議長の補佐的な立場であると考えため、議長の方針と異なる所信表明を行うおそれのある立候補制を採ることは難しいのではないか。
- 議長、副議長の考え方が異なるとしても、ともに立候補制及びそれに伴う所信表明は必要である。議会の長を決める選挙を明確にし、その中で投票をするという手続自体が重要と考える。
- 会派制をとっている中で、仮に立候補制を導入しても、他会派の立候補者に票を入れることは考えにくいいため、パフォーマンスとして受け取られるのではないかと思う。しかし、市民にわかりやすい議会や所信表明等による市民へのPRという観点から、パフォーマンスと受け取られても導入する意味はあると考える。

2 研修会について

正副委員長により議会改革特別委員会研修会の実施に向けて開催要項（案）が提案され、案のとおり承認された。

3 県外視察について

副委員長より、視察先、視察目的及び行程が説明され、委員より了承を得た。
また今後の視察先との調整により行程に若干の変更があった場合も、正副委員長に一任することも了承を得た。

4 その他

- ・ 各地区の公共施設等への掲示について、改善に向けた意見交換を行った。また、掲示物の張り替えについて、正副委員長と委員が連携し、議員に周知していくこととした。